

○秋田県立大学受変電設備更新工事設計・監理業務委託に係る条件付き一般競争入札の実施

秋田県立大学受変電設備更新工事設計・監理業務委託について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第10条の規定に基づき、公告する。

令和6年4月23日

公立大学法人秋田県立大学 理事長 福田 裕穂

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名及び数量

秋田県立大学受変電設備更新工事設計・監理業務委託 一式

(2) 業務委託の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和7年2月28日まで

(4) 履行場所

秋田県立大学秋田キャンパス

秋田県秋田市下新城野字街道端西 241-438

秋田県立大学本荘キャンパス

秋田県由利本荘市土谷字海老ノ口 84-4

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

(1) 公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監一1973、秋田県土木部長通知）第4条第1項に規定する資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務のうち、建築設備部門に登録されていること。

(4) 入札参加資格の確認の日において、秋田県及び公立大学法人秋田県立大学の指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 秋田県内に本社または営業所等があること。

(6) 配置予定技術者の資格要件等

管理技術者

資格要件 建築設備士、技術士（電気電子部門又は総合技術管理部門（選択科目は電気電子部門に限る）のいずれかの登録を受けた者に限る。）、設備設計一級建築士のいずれかを有すること

実績要件 資格取得後実績経験5年以上を有すること（ただし、設備設計一級建築士を除く）

担当技術者

資格要件 建築設備士、技術士（電気電子部門又は総合技術管理部門（選択科目は電気電子部門に限る）のいずれかの登録を受けた者に限る。）、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士のいずれかを有すること
※管理技術者は担当技術者を兼ねることができる

(7) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格を有すると確認されていること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-0195 秋田県秋田市下新城野字街道端西241-438

秋田県立大学財務本部財務チーム（秋田キャンパス）

電話番号018-872-1544 FAX018-872-1673

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年規程第18号）第8条に規定する休日を除き、令和6年4月23日から令和6年4月30日までの期間、随時交付する。

4 入札参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類等

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 2-(6)に掲げる者の資格証明等の写し

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。

(3) 提出期間

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年規程第18号）第8条に規定する休日を除き、令和6年4月23日から令和6年5月7日正午までとする。

(4) 提出場所

3-(1)に示す場所と同じとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和6年5月10日（金）午前10時00分

秋田県立大学秋田キャンパス 共通施設棟2階大会議室

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第13条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 重要事項説明書の提出

落札者は契約締結前に「入札参加資格確認申請書の提出先」あて、建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行った上、「重要事項説明書」を2部提出すること。併せて、「法第22条の3の3に定める記載事項」を2部提出すること。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。